

国立大学法人秋田大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成16年5月28日
規則第142号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第36条の規定に基づき、国立大学法人秋田大学（以下「大学」という。）におけるハラスメントを防止するとともに、ハラスメントに係る苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）の体制等を整備することにより、ハラスメントのない快適なキャンパス環境を確立し、よって職員（大学に勤務する職員をいう。以下同じ。）の就業上及び学生（学生、研究生及び科目等履修生等、大学において修学する者をいう。以下同じ。）の修学上の公正の確保及び利益の保護、並びに職務能率の発揮及び勉学意欲の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 職員が相手の意に反する性的な言動を行うことにより、他の職員、学生及び関係者（学生の保護者、関係業者及び患者等、大学の職員の就業上又は学生の修学上の関係を有する者をいう。以下同じ。）に不快感や不利益を与えたり、教育・研究環境や職場環境を悪化させることをいう。
 - (2) アカデミック・ハラスメント 職員が自らの優位な地位や権限を利用して、不適切で不当な言動を行うことにより、他の職員及び学生に対して教育・研究活動又は就業・修学に不利益を与えることをいう。
 - (3) パワー・ハラスメント 職務上優越的な地位にある職員が、その地位や権限を利用した業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を行うことにより、他の職員、学生及び関係者の就業・修学等の環境を害することをいう。
 - (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職員が他の職員の妊娠・出産等に関する状態又は育児・介護休業等の制度の利用等について、言動により職場環境を悪化させ就業上の不利益を与えることをいう。
 - (5) その他のハラスメント 職員が前各号に準ずる不適切な言動を行うことにより、他の職員、学生及び関係者の就業・修学等の環境を害することをいう。
- 2 この規程において、「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントのため職員の就業上又は学生の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員、学生又は関係者が就業、修学等における不利益を受けることをいう。
- 3 この規程において、「部局」とは、手形地区各課等、保健管理センター、産学連携推進機構、情報統括センター、バイオサイエンス教育・研究サポートセンター、国際資源学教育研究センター、地方創生センター、高齢者医療先端研究センター、電動化システム共同研究センター、自殺予防総合研究センター、評価・IRセンター、高等教育グローバルセンター、学生支援総合センター、高大接続センター、附属図書館、地（知）の拠点推進本部、国際資源学研究科、教育文化学部（教育学研究科を含む。）、医学系研究科・医学部、医学部附属病院、理工学研究科及び先進ヘルスケア工学院をいう。
- 4 この規程において、「部局長」とは、手形地区各課等にあつては人事担当理事をいい、その他の部局にあつては前項の部局長をいう。

(学長及び部局長の責務)

第3条 学長は、ハラスメントの防止等について、総括する。

- 2 部局長は、当該部局における職員及び学生に対する日常の監督及び指導等によりハラスメントの防止等に努めるとともに、関係者がかかわるハラスメントに起因する問題に迅速かつ適切に対応するものとする。

(監督者等の責務)

第4条 職員を監督し、又は学生を指導する立場にある者（以下「監督者等」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務又は教育を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員及び学生の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 職員及び学生の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が大学に生じることがないように配慮すること。

(職員の責務)

第5条 職員は、ハラスメントを行ってはならない。

(人権倫理委員会)

第6条 大学に、ハラスメントの防止等及び人権倫理に関し必要な事項を審議するため、人権倫理委員会を置く。

- 2 人権倫理委員会について必要な事項は、別に定める国立大学法人秋田大学人権倫理委員会規程（以下「人権倫理委員会規程」という。）による。

(相談員)

第7条 職員及び学生からの苦情相談に当たるため、人権倫理委員会の下に相談員を置く。

- 2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が委嘱する。この場合において、相談員の構成は性別を考慮するものとする。
 - (1) 国際資源学研究科長が推薦する当該研究科の教員 2名
 - (2) 教育文化学部長、医学系研究科長及び附属病院長、並びに理工学研究科長が推薦する当該部局等の教員 各5名
 - (3) 人事担当理事が推薦する教員以外の職員 若干名
 - (4) その他人権倫理委員会委員長が必要と認めた者
- 3 相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の相談員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 相談員は、苦情相談に当たったときは、その内容について、必要に応じ人権倫理委員会に報告するものとする。
- 6 人権倫理委員会は、相談員の氏名、連絡用電話等及び苦情相談を受ける日時及び場所について、掲示板に公示するなどにより、職員及び学生に明示するものとする。

(調停委員会の設置等)

第8条 人権倫理委員会規程第5条に定める者（以下「人権倫理委員会委員長」という。以下同じ。）は、前条第5項の規定により相談員からな紛争の当事者双方の話し合いによる解決（以下「調停」という。）が必要であるとの報告があったときは、人権倫理委員会の議を経て、相談員の中から3名の者を選出し、調停委員会を設置するよう学長に要請する。

- 2 学長は、前項の要請に基づき、3名の調停委員を指名し、調停委員会を設置する。
- 3 調停委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、調停委員会の責任者となって調停の進行を統括する。

(ハラスメント調査委員会)

第9条 人権倫理委員会委員長は、職員によるハラスメントに起因する問題が生じた場合（教育文化学部附属学校の児童・生徒等に係るハラスメントに起因する問題を除く。）は、その事実関係について調査するため、原則として事案ごとにハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くものとする。

2 調査委員会を設置する場合には、人権倫理委員会委員長は事前に学長に報告し、設置後速やかに人権倫理委員会及び相談員に報告するものとする。

3 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 人権倫理委員会委員のうちから、人権倫理委員会委員長が指名する者 若干名

(2) 相談員のうちから、人権倫理委員会委員長が指名する者 若干名

4 前項の委員は、原則として当事者とされる者の属する部局以外の部局に所属する者の中から選出するものとし、性別を考慮するものとする。

5 調査委員会に委員長を置き、人権倫理委員会委員長が指名する。

6 職員は、調査委員会の行う調査に協力しなければならない。

7 調査委員会は、調査が終了した場合には、速やかに人権倫理委員会に調査の経過及び結果を報告するものとする。

(プライバシー等の保護)

第10条 人権倫理委員会委員及び相談員は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合における調査等及び苦情相談への対応に当たっては、関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査後の措置)

第11条 ハラスメントに起因する問題について、その事実があり、被害者の救済、加害者に対する措置、キャンパス環境の改善を行うことが必要であると認められた場合は、学長は、必要な措置を講じるとともに、その対応に当たっては当事者及びその他の関係者が不当な取り扱いを受けることのないよう配慮しなければならない。

(附属学校の対応)

第12条 この規程に定めるもののほか、教育文化学部附属学校の児童・生徒等に係るハラスメントの防止等に関する必要な事項は、教育文化学部長が別に定める。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年5月28日から施行する。
- 2 この規程の施行日に委嘱された相談員の任期については、第7条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。